

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「被爆者援護法」という。）に在外被爆者に対する援護等の措置について定める章（第三章の二）を設けるものとし、当該章において、被爆者援護法の規定は在外被爆者等に対する被爆者健康手帳の交付及び原爆症の認定、葬祭料の支給その他の援護についても適用があることを明らかにし、あわせて、厚生労働大臣による在外被爆者に対する健康診断の実施、国による在外被爆者の保健、医療及び福祉に関する事業の実施等について定めるものとする。

第二 改正の内容

一 在外被爆者等に対する被爆者援護法の適用

被爆者援護法の規定は、被爆者援護法第三章第二節（健康管理）及び第五節（福祉事業）の規定を除き、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者であって日本国内に居住地及び現在地を有しないもの（二1及び二3①において「在外手帳交付希望者」という。）に対する被爆者健康手帳の交付、被爆者であって日本国内に居住地及び現在地を有しないもの（以下「在外被爆者」という。）に対する医療の

給付に係る厚生労働大臣の認定その他の援護並びに在外被爆者が死亡したときにその葬祭を行う者に対する葬祭料の支給についても適用があるものとする。 (被爆者援護法第三十九条の二関係)

二 在外被爆者に対する援護等

1 在外手帳交付希望者に対する被爆者健康手帳の交付

在外手帳交付希望者に対する被爆者健康手帳の交付に関する事務は、最後に日本国内に有した居住地の都道府県知事（日本国内に居住地を有しなかったときその他政令で定めるときは、政令で定める都道府県知事とする。）が行うものとする。 (被爆者援護法第三十九条の三関係)

2 在外被爆者に対する健康診断及び健康診断費の支給

□ 厚生労働大臣は、在外被爆者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、健康診断を行うように努めなければならないものとするとともに、当該健康診断を行った場合には、健康診断に関する記録の作成・保存及び必要な指導を行うものとする。 (被爆者援護法第三十九条の四関係)

□ 厚生労働大臣は、在外被爆者が□の健康診断を受けることができない場合として厚生労働省令で定める場合であって、当該在外被爆者が外国において□の健康診断以外の健康診断を受けた場合に

において、必要があると認めるときは、その者に対し、政令で定めるところにより、健康診断費を支給することができるものとする。 (被爆者援護法第三十九条の五関係)

3 在外被爆者等が行う各種申請に関する支援事業

国は、外国に医師その他の者を派遣して、次に掲げる申請が適正かつ円滑に行われるようにするために必要な便宜を供与する事業を行うものとする。

- ① 在外手帳交付希望者が行う被爆者健康手帳の交付の申請
- ② 在外被爆者が行う健康診断費の支給の申請
- ③ 在外被爆者が行う原爆症の認定の申請
- ④ ②及び③に掲げる申請のほか、在外被爆者が行う被爆者援護法に規定する援護に係る申請
- ⑤ 在外被爆者が死亡したときにその葬祭を行う者であって日本国内に居住地及び現在地を有しないものが行う葬祭料の支給の申請

(被爆者援護法第三十九条の六関係)

4 在外被爆者についての保健、医療及び福祉に関する事業

□ 国は、在外被爆者について、その居住地における保健、医療及び福祉に関し、次に掲げる事業を行うものとする。

- ① 在外被爆者の心身の健康に関する相談、在外被爆者の居宅における日常生活に関する相談その他在外被爆者の援護に関する相談に応ずる事業
- ② 居宅における日常生活に関する支援を必要とする在外被爆者及び施設への入所による養護を必要とする在外被爆者に対し、必要な援助及び協力を行う事業
- ③ 在外被爆者に対する保健、医療及び福祉に関する情報の提供を行う事業
- ④ 在外被爆者の保健、医療及び福祉に関する人材の養成及び施設の整備について必要な援助及び協力を行う事業
- ⑤ ①から④までに掲げる事業のほか、在外被爆者がその居住地において保健、医療及び福祉に関する支援を受けることができるようにするための事業

□ 国は、日本国内において医療を受けることが特に必要であると認められる在外被爆者に対し、本邦への旅行に要する費用を支給する事業を行うものとする。

(被爆者援護法第三十九条の七関係)

5 在外被爆者に対する健康診断等を円滑に行うための環境の整備

国は、2□の健康診断及びこれに係る指導並びに3及び4の事業が円滑に行われるようにするため、外国に医師その他の者を派遣する場合において当該派遣に関し相手国の理解と協力を得るように努める等必要な環境の整備に努めるものとする。 (被爆者援護法第三十九条の八関係)

三 在外被爆者に対する健康診断等の実施の事務に従事した者に係る罰則

二2□の健康診断、これに係る指導又は二3若しくは二4□①の事業の実施の事務に従事した者が、その職務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らした場合における罰則を設け、あわせて、日本国外において当該罪を犯した者にも適用するものとする。 (被爆者援護法第五十三条関係)

四 二2 (在外被爆者に対する健康診断及び健康診断費の支給) の特例

原子爆弾が投下された際被爆者援護法第一条第一号に規定する区域に隣接する政令で定める区域内に在った者又はその当時その者の胎児であった者であって、健康診断受診者証の交付を受けたもの (日本国内に居住地及び現在地を有しないものに限る。) は、当分の間、二2 (在外被爆者に対する健康診断

及び健康診断費の支給)の適用については、在外被爆者とみなすものとするほか、健康診断受診者証の
交付の申請についての規定を整備するものとする。 (被爆者援護法附則第十七条関係)

五 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの
とすること。 (附則第一条関係)

二 検討

1 政府は、原子爆弾の被爆者の高齢化の一層の進行に伴ってその健康状態の悪化が見られること及び
原子爆弾の放射能の人体への影響にいまだ解明されていない部分があることにかんがみ、原子爆弾の
被爆者が適切に被爆者援護法に基づく医療の給付を受けることができるよう、この法律の施行後速や
かに、医療の給付に係る認定の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる
ものとする。

- 2 政府は、この法律の施行後速やかに、原子爆弾の被爆者であつて日本国内に居住地及び現在地を有しないものに対して行う医療及び介護に要する費用の支給の在り方について、その者の居住地における医療及び介護の実情等を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする
こと。
- 3 政府は、1及び2による検討を行うに当たっては、原子爆弾の被爆者その他の関係者の意見を聴く
ものとする
こと。

(附則第二条関係)

三 経過措置

第二の二2□（在外被爆者に対する健康診断費の支給）は、この法律の施行の日以後に在外被爆者が受ける第二の二2□の健康診断について適用する等、必要な経過措置について定めるものとする
こと。

(附則第三条関係)